

（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
に関連して締結された二国間の行政取極）

（参考）

1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十一章（金融サービス）附属書十一B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）3の規定に基づくマレーシアの措置の内容に関する日本国政府とマレーシア政府との間の交換公文……………	一
2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十四・十一条（情報の電子的手段による国境を越える移転）及び第十四・十三条（コンピュータ関連設備の設置）の規定に基づく義務の違反に関する同協定第二十八章（紛争解決）の規定の適用に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文……………	六
3 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十九章（労働）に定める義務の違反に関する同協定第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））の規定の適用に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文……………	一〇
4 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく文化産業分野の留保に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文……………	一五
5 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく米に関する日本国によるオーストラリアについての関税割当ての運用に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の交換公文……………	一九
6 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文……………	二九
7 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十一章（金融サービス）附属書十一B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）4(1)(ii)の規定に基づくベトナム社会主義共和国の措置の内容に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文……………	三四
（参考資料）自動車の特関税措置に関する日本側からカナダ側への書簡（注）……………	三九

注 本書簡は行政取極ではなく、国際約束を構成しない。

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十一章(金融サービス) 附属書十一—
B (特定の約束) 第D節(電子支払カードサービス) 3の規定に基づくマレーシアの措置の内容に関
する日本国政府とマレーシア政府との間の交換公文)

(マレーシア側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
(以下「協定」という。)の日本の署名に関連して、マレーシア政府の代表者と日本国政府の代表者との間
で到達した次の合意を確認する光栄を有します。

協定附属書十一—B (特定の約束) 第D節(電子支払カードサービス)のいかなる規定も、他の締約国の
サービス提供者によるマレーシアへの電子支払サービスの国境を越える提供について、マレーシア中央銀行
により承認された機関(以下「マレーシアの支払制度の認定運用機関」という。)がマレーシアにおいて運
用する支払制度を通じての当該電子支払サービスの提供を要件とすることと条件付ける措置を採用し、又は

維持するマレーシアの権利を制限するものではない。

当該措置は、次の全てのことを満たすものとする。

- (1) マレーシアで発行された支払カードを利用することによりマレーシアにおいて行われる支払カード取引のための電子支払サービスにのみ適用すること。
 - (2) 第D節（電子支払カードサービス）の規定に基づくマレーシアの義務を回避する手段として用いられないこと。
 - (3) マレーシア及び他の締約国のあらゆるサービス提供者に対する競争上の不利益をもたらさないこと。
 - (4) サービスの安全性、迅速性及び信頼性を確保すること並びに他の締約国のサービス提供者の革新能力を維持すること。
 - (5) 直接又は間接に他の締約国のサービス提供者に不当な費用を課さないこと。
- 電子支払取引の処理のため、マレーシアの支払制度の認定運用機関と他の締約国のサービス提供者とがその支払制度の運営のための基準を定める契約を締結する場合には、当該契約の規定の遵守については、当該サービス提供者についての(3)から(5)までの規定に基づくマレーシアの義務を満たすものとみなす。

本大臣は、この書簡及び閣下の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、協定第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決に服するものとして、その合意がマレーシア及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十八年三月八日にクアラルンプールで

マレーシア

国際貿易産業大臣　ムスタパ・モハメド

マレーシア駐在

日本国特命全権大使　宮川眞喜雄閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を確認いたします。

(マレーシア側書簡)

本使は、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、協定第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びマレーシアについての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千十八年三月八日にクアラ Lumpur で

マレーシア駐在

日本国特命全権大使 宮川眞喜雄

マレーシア

国際貿易産業大臣 ムスタパ・モハメド閣下

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十四・十一條(情報の電子的手段による国境を越える移転)及び第十四・十三條(コンピュータ関連設備の設置)の規定に基づく義務の違反に関する同協定第二十八章(紛争解決)の規定の適用に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文)

(ベトナム側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「協定」という。)の本日 of 署名に関連して、ベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)政府及び日本国政府が電子商取引について次の了解を共有することを確認する光栄を有します。

1 両国は、協定との整合性を確保するため、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティに関する関連法令の実施のための協力についての協議を継続する。

2 日本国は、協定第十四・十八條(紛争解決)2の規定にかかわらず、協定がベトナムについて効力を生

ずる日の後五年間、協定第十四・十一条（情報の電子的手段による国境を越える移転）及び第十四・十三条（コンピュータ関連設備の設置）の規定に基づく義務の違反として、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティに関する関連法令に基づいて採用し、又は維持する措置について協定第二十章（紛争解決）の規定を利用することを差し控える。

本大臣は、更に、この了解を共有することをベトナム政府に代わって確認するとともに、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がベトナム及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千十八年三月八日

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 チャン・トゥアン・アイン

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(ベトナム側書簡)

本大臣は、更に、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が日本国及びベトナム社会主義共和国についての環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千十八年三月八日にサンテイアゴで

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 チャン・トゥアン・アイン閣下

（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十九章（労働）に定める義務の違反に関する同協定第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））の規定の適用に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「協定」という。）の本日 of 署名に関連して、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）政府及び日本国政府が、協定第十九章（労働）と協定第二十八章（紛争解決）との関係について次のとおり共通の了解を有することを確認する光栄を有します。

1 ベトナムは、協定が自国について効力を生ずる日から、協定第十九章（労働）に定める義務を完全に履行する。

2 日本国は、協定第十九章（労働）に定める義務に適合しない措置について協定第二十八章（紛争解決）

の規定による紛争解決を利用する場合には、協定がベトナムについて効力を生ずる日の後三年間、協定第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））に規定する利益の停止を試みることを差し控える。

3 日本国は、協定第十九・三条（労働者の権利）1(a)に定める義務に適合しない措置について協定第二十章（紛争解決）の規定による紛争解決を利用する場合には、協定がベトナムについて効力を生ずる日の後五年間、協定第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））に規定する利益の停止を試みることを差し控える。

4 3の規定から生ずる問題は、協定第十九・十二条（労働評議会）2の規定に従って、協定がベトナムについて効力を生ずる日の後五年を経過する日から協定がベトナムについて効力を生ずる日の後七年を経過する日までの間に、同条の規定に従って検討される。第一文の規定は、協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

本大臣は、更に、この書簡及び貴国政府がこの了解を共有することを確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がベトナム及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十八年三月八日

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 チャン・トゥアン・アイン

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(ベトナム側書簡)

本大臣は、更に、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が日本国及びベトナム社会主義共和国についての環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千十八年三月八日にサンテイアゴで

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 チャン・トゥアン・アイン閣下

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく文化産業分野の留保に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文)

(カナダ側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「協定」という。)の署名に関連して、カナダ政府と日本政府との間で到達した次の合意を確認する光栄を有します。

カナダ及び日本国は、協定を引き続き実施するに当たり、協定附属書Ⅱのカナダの表の留保事項十四に規定する文化産業分野の概要の第一段落の「ただし、次の事項に係る措置を除く。(a)サービス提供者又は投資家に対する差別的な要求であつて、カナダのコンテンツの発展のための金銭上の貢献を行うことを求めるもの及び(b)オンラインの外国の視聴覚コンテンツへのアクセスを制限する措置」との文言にかかわらず、カナダが、サービス提供者又は投資家に対する差別的な要求であつて、カナダのコンテンツの発展のための金銭

上の貢献を行うことを求めるものを採用し、又は維持することができること及びオンラインの外国の視聴覚コンテンツへのアクセスを制限する措置を採用し、又は維持することができることについて合意する。

本大臣は、英語及びフランス語においてひとしく効力を有するこの書簡並びに閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がカナダ及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

二千十八年三月八日にサンティアゴで

カナダ国際貿易大臣

フランソワ・フィリップ・シャンパーニュ

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(カナダ側書簡)

本大臣は、更に、英語及びフランス語においてひとしく効力を有する閣下の書簡並びにこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が日本国及びカナダについての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十八年三月八日にサンテイアゴで

カナダ国際貿易大臣

フランソワ・フィリップ・シヤンパーニュ閣下

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充

（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく米に関する日本国によるオーストラリアについての関税割当ての運用に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「協定」という。）の署名に関連して、協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二―D（関税に係る約束）の日本国の関税率表の付録A（日本国の関税割当て）のCSQ―JP2（オーストラリアの米）に定めるオーストラリアからの米に関する協定に基づく日本国の国別関税割当て（以下「オーストラリア枠」という。）についての売買同時契約（以下「SBS」という。）方式の運用に関して、日本政府の代表者とオーストラリア政府の代表者との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。オーストラリア枠のためのSBS方式については、協定並びにこの書簡及び閣下の確認の返簡に基づく国際的義務を含む日本国とオーストラリアとの間に適用する国際的義務に合致する限度において日本国の関係法令に

従い日本国の農林水産省（以下「MAFF」という。）又はMAFFを承継する者によって運用されます。

I

1 MAFF又はMAFFを承継する者は、オーストラリア枠の下で行われる米の輸入について、例外的な場合を除くほか、日本国の各会計年度に六回の入札を行う。

2 MAFF又はMAFFを承継する者は、オーストラリア枠の下で行われる米の輸入について、日本国の各会計年度の四月十日までに、SBS入札の年間予定を政府の公式ウェブサイトにおいて公表し、及びオーストラリアに通報する。

3 MAFF又はMAFFを承継する者は、オーストラリア枠の下で行われる米の輸入について、例外的な場合を除くほか、日本国の会計年度の二箇月目に当該会計年度の一回目の入札を行い、当該会計年度を通じてその後の入札を二箇月に一回行う。

4 日本国は、1及び3に規定する予定からの変更を正当化するに足りるものであると信ずる例外的な場合には、速やかにオーストラリアに通報する。

II

1 日本国において登記されており、かつ、米を輸入する十分な能力を有する事業者は、SBS入札を通じて米を売り渡す資格を有する。

2 次の者であつて米を取り扱う十分な能力を有するものは、SBS入札を通じて米を買い受ける資格を有する。

- (a) 米の流通業者（卸売業者及び小売業者を含む。）
- (b) 米を含有する生産品の加工業者又は製造業者
- (c) 外食産業の事業者

III 日本国は、短粒種、中粒種及び長粒種の区分ごとにのみ、オーストラリア枠の下で輸入する米に関する政府買入予定価格を設定する（注）。日本国は、それぞれの種類の米の国際市場における状況（オーストラリアの港における本船渡し（FOB）の価格、輸送費及び為替相場を含む。）を反映した水準により、それぞれの政府買入予定価格を設定する。MAFF又はMAFFを承継する者は、SBS入札の年間予定を通報する際に、国際市場価格の評価のために使用した全てのデータの要素及び数値をI2に規定する政府の公式ウェブサイトにおいて公表する。

注 日本国は、米の品種又は亜種についての政府買入予定価格を設定しない。ただし、日本国は、短粒種、中粒種及び長粒種のそれぞれについて、玄米及び精米の形態別に政府買入予定価格を設定することができる。

IV 日本国は、自国の各会計年度の期間中、SBS入札における最低輸入差益の水準を変更しない。日本国は、SBSの入札方式の改善に当たり、その円滑な運用を容易にするために最低輸入差益の水準について
 妥当な考慮を払う。

V 日本国は、オーストラリア枠の下で行われる入札の全体の数量の七パーセントを超えて当該入札における碎米の割合を設定しない。

VI 日本国は、オーストラリア枠の下で行われるMAFF又はMAFFを承継する者への米の売渡しについて、十七メートル・トン未満の数量の応札を求めず、又は受け入れない。

VII MAFF又はMAFFを承継する者は、各入札の結果が確定した後速やかに、それぞれの種類の米（短粒種、中粒種及び長粒種）に関して、形態別（玄米及び精米）に、I2に規定する政府の公式ウェブサイトに
 において次の情報を公表する。

(a) 応札の件数及び当該応札の総数量

(b) 落札の件数及び当該落札の総数量

(c) 落札された札に依じてM A F F又はM A F Fを承継する者が支払う買入価格の加重平均値

(d) 落札された札に依じてM A F F又はM A F Fを承継する者が支払う買入価格の最高値及び最低値

(e) 落札された札に依じてM A F F又はM A F Fを承継する者に支払われる売渡価格の加重平均値

VIII M A F F又はM A F Fを承継する者は、落札された札が入札における予定の数量に満たない場合には、当該入札の翌日に再度入札を行う。

IX 日本国は、入札を通じてM A F F又はM A F Fを承継する者に売り渡された米について次のことを認める。

(a) 落札の日の後十一箇月以内に、輸出港から発送されること。

(b) 落札の日の後十二箇月以内に、使用者に引き渡されること。

X

1 日本国及びオーストラリアは、日本国の各会計年度の最初の三回の入札の後にオーストラリア枠の運用について討議する。日本国及びオーストラリアは、その討議において、オーストラリア枠における米

1 (注1) 及び米2 (注2) の区分ごとの消化率並びに各入札において当該区分ごとに日本国が割り当てる比率を点検するものとし、MAFF又はMAFFを承継する者は、日本国及びオーストラリアが相互に合意する場合には、将来の入札において当該区分ごとに割り当てる比率について調整を行う。

注1 統一システムの番号：一一〇二九〇・三二〇、一一〇三一九・五一〇、一一〇三二〇・三五〇、一一〇四一九・二五〇、

一一〇四二九・二五〇、一九〇二二〇・二二二、一九〇二二〇・一六二、一九〇一九〇・一四二、一九〇一九〇・五八七、

一九〇四一〇・二一一、一九〇四二〇・二二一、一九〇四九〇・一二〇及び二二〇六九〇・五二七

注2 統一システムの番号：一〇〇六一〇・〇二〇、一〇〇六二〇・〇二〇、一〇〇六三〇・〇一〇及び一〇〇六四〇・〇一〇

2 日本国の会計年度の最初の三回の入札において平均の消化率が九十パーセントを下回る場合には、次のとおりとする。

(a) MAFF又はMAFFを承継する者は、オーストラリア枠の数量が全て配分されるまで、オーストラリア枠の配分されていない残りの全ての量を、当該会計年度の四回目の入札及び当該会計年度のその後の全ての入札において利用可能なものにする。

(b) MAFF又はMAFFを承継する者は、日本国及びオーストラリアが合意した場合には、次の一部

又は全ての事項についての調整を含む一時的な調整を行う。

(i) 入札の回数及び頻度

(ii) 将来の入札における丸米に対する砕米の割合

(iii) 政府買入予定価格

(iv) 入札の下で売り渡された米の船積み期間

3 日本国及びオーストラリアは、オーストラリア枠に適用されるM A F F又はM A F Fを承継する者によるS B S入札の手の運用を検討するために毎年協議する。日本国及びオーストラリアは、その協議において、X 2 (b)に規定する一時的な調整が行われている場合には、日本国の翌会計年度に当該一時的な調整を継続するかどうかを検討する。

4 M A F F又はM A F Fを承継する者は、オーストラリア枠の数量が日本国の連続する三会計年度のうちの二会計年度において十分に利用されない場合には、オーストラリア枠を十分に利用し得るために必要な次の事項を含むオーストラリア枠の修正を行う。

(a) 日本国の翌会計年度の全期間において、設定されている水準からの十五パーセント分の最低輸入差

益の水準の即時のかつ一時的な引下げ

(b) 日本国及びオーストラリアが合意するその他の手続

本大臣は、この書簡及び閣下の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、協定第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びオーストラリアについての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十八年三月八日にサンティアゴで

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充

オーストラリア

貿易・観光・投資大臣 ステイブ・チオボー閣下

(オーストラリア側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、オーストラリア政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「協定」という。）第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決に服するものとして、その合意がオーストラリア及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十八年三月八日にサンティアゴで

オーストラリア

貿易・観光・投資大臣 スティーブン・チオボー

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充閣下

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文)

(カナダ側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「協定」という。)の署名に関連して、林産物の貿易に関する交渉においてカナダ政府と日本国政府との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

カナダ及び日本国は、他の事項とともに、林産物に関する二国間の林業委員会の創設に合意する。同委員会は、協定がカナダ及び日本国について効力を生ずる日の後四年を経過する日が属する暦年の間に、林産物の貿易におけるセーフガードの制度の必要性について再検討すること及びその後の各暦年の恒常的な議題とすることを約束する。また、同委員会は、カナダ政府と日本国政府との間の次に定める了解について検討することを約束する。カナダ又は日本国は、この書簡に定める了解に関する問題を同委員会に提起することが

できるものとし、同委員会は、当該問題を解決するよう努める。問題を提起されたカナダ又は日本国は、他方の国の立場に対し好意的な考慮を払う。

カナダ政府は、自由化された林産物の貿易との関連において、協定の実施に当たり、全ての種類の丸太の輸出についての協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・三条（内国民待遇）及び第二・十条（輸入及び輸出の制限）の規定の適用に関する例外にかかわらず、輸出入許可法並びに同法についての適用可能な通知及び規則並びに州及び準州の法令に定める手続に従った日本国に向けられた丸太の輸出についての申請を受けた場合には、許可証を発給するものとする。

カナダ及び日本国は、この書簡のいかなる規定も、全ての種類の丸太の輸出に関する現行の措置に関するカナダの現行の慣行及び手続についてその他の影響を及ぼすものではないことを確認する。カナダ及び日本国は、丸太の輸出について、世界貿易機関設立協定に基づく権利及び義務を維持するものとし、丸太の輸出に関連する問題に関する紛争は、世界貿易機関の下で解決する。

本大臣は、更に、フランス語及び英語においてひとしく効力を有するこの書簡並びに閣下の確認の返簡が協定に定める権利及び義務のカナダと日本国との間での適用に関する両政府間の了解を構成し、その了解が

カナダ及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十八年三月八日にサンティアゴで

カナダ国際貿易大臣

フランソワ・フィリップ・シャンパーニュ

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(カナダ側書簡)

本大臣は、更に、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、英語及びフランス語においてひとしく効力を有する閣下の書簡並びにこの返簡が協定に定める権利及び義務の日本国とカナダとの間の適用に関する両政府間の了解を構成し、その了解が日本国及びカナダについての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十八年三月八日にサンテイアゴで

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充

カナダ国際貿易大臣

フランソワ・フィリップ・シャンパーニュ閣下

（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定第十一章（金融サービス）附属書十一—
B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）4 (1)(ii)の規定に基づくベトナム社会主義共和国
の措置の内容に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文）

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「協定」という。）の本日署名に関連して、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）政府の代表者と日本国政府の代表者との間で到達した次の合意を確認する光栄を有します。

協定附属書十一—B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）のいかなる規定も、他の締約国のサービス提供者によるベトナムへの電子支払サービスの国境を越える提供について、ベトナム国家銀行により免許を受けた国内スイッチング機関を通じて当該電子支払サービスを処理すること及びその機関を当該サービス提供者とベトナムにおける金融機関（注）又は支払仲介機関との間に配置することを要件とするこ

とと条件付ける措置を採用し、又は維持するベトナムの権利を制限するものではない。当該要件は、次の全てのことを満たすものとする。

注 この書簡の適用上、金融機関には、ベトナムにある外国銀行の支店を含む。

(1) 第D節（電子支払カードサービス）の規定に基づくベトナムの義務を回避する手段として用いられないこと。

(2) 他の締約国のサービス提供者に競争上の不利益をもたらさないこと。

(3) サービスの安全性、迅速性及び信頼性を確保すること並びに他の締約国のサービス提供者の革新能力を維持すること。

(4) 直接又は間接に他の締約国のサービス提供者に不当な費用を課さないこと。

電子支払取引の処理のため、ベトナムの国内スイッチング機関と他の締約国のサービス提供者とが当該機関の運営のための基準を定める契約を締結する場合には、当該契約の規定の遵守については、当該サービス提供者についての(2)から(4)までの規定に基づくベトナムの義務を満たすものとみなす。

本大臣は、この書簡及び閣下の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、協定第十一章（金融サービス）第

十一・二十一条（紛争解決）の規定によって修正された協定第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決に服するものとして、その合意がベトナム及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十八年三月八日

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 チャン・トゥアン・アイン

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を確認いたします。

(ベトナム側書簡)

本大臣は、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、協定第十一章（金融サービス）第十一・二十一条（紛争解決）の規定によって修正された協定第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びベトナム社会主義共和国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千十八年三月八日にサンテイアゴで

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 チャン・トゥアン・アイン閣下

(自動車の非関税措置に関する日本側からカナダ側への書簡)

(訳文)

本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「協定」という。）の署名に際し、次のことを通報いたします。

本大臣は、自動車に関する日本国の非関税措置の適用に当たりカナダが差別されないことを確認します。このため、日本国は、日本国により制定され、又は適用される自動車の安全並びに排出ガス及び騒音に関するあらゆる強制規格、任意規格又は適合性評価手続の下で、第三国に与える待遇よりも不利でない待遇をカナダに与えます。

本大臣は、前記の認識に鑑み、日本国の関係法令に基づく次の事項を確認します。

カナダにおいて製造された自動車であつて日本国の輸入自動車特別取扱制度（以下「PHP」という。）の下で認証されるものの輸入について、騒音及び排出ガス試験に関する簡素化された手続を活用することができること。

PHPが、自動車に関する政府の財政上の奨励の対象からカナダにおいて製造された自動車であつてHPの下で認証されるものを排除しない方法で制定され、及び適用されること。

さらに、国土交通省が、アメリカ合衆国の連邦自動車安全基準（以下「アメリカ合衆国のFMVSS」という。）が対応する日本国の規則よりも緩やかなものでないと認める場合には、カナダにおいて製造された自動車であつてこれらのアメリカ合衆国のFMVSSに適合するものについては、当該対応する日本国の規則に適合するものとみなします。

該当する場合には、前記の措置は、この書簡に添付されているファクトシートにおいて一層詳細に示されます。本大臣は、この書簡及び当該ファクトシートにおいて記載されている措置を、協定が両国について効力を生ずる日までに実施するとの我々の決定を確認する光榮を有します。

今後、日本国は、自動車に関する技術上の要件のより広範な国際的調和について、国際連合欧州経済委員会（UNECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP二九）により運営される世界技術規則の作成に関する千九百九十八年協定等の多数国間の場を通じ、また、そのような活動を支援する構想の立案における協力を通じ、当該国際的調和を推奨し、及び促進するためにカナダと協働します。

最後に、本大臣は、前記及び添付されているファクトシートにおいて詳細に記載されている措置の実施に適用される執行可能な紛争解決のための制度の策定に関して日本国及びカナダが協力することを確認します。日本国及びカナダは、日本国及びカナダによる協定の締結の日までに当該制度を設けます。

本大臣は、これらの確認をもって、我々がカナダとの間で実行可能な限り速やかな協定の効力発生に向けてそれぞれの国内法上の手続を速やかに行うとの意図を共有していることを信じて疑いません。

二千十八年三月八日

日本国経済再生担当大臣 茂木敏充

カナダ国際貿易大臣

フランソワ・フィリップ・シャンパーニュ閣下

付録 自動車の強制規格及び任意規格に関するファクトシート

1 輸入自動車特別取扱制度に関する認証及び要件

日本国は、輸入自動車特別取扱制度（以下「PHP」という。）の下で日本国へ輸入される自動車の型式について、排出ガス及び騒音に関する要件に適合するために必要となる取扱試験の頻度が軽減されることを定める。当該型式の車両に対する試験の割合は、次の頻度を超えないものとする。

(a) 排出ガスに関する要件に関し、取扱試験の頻度は、最初の三百台については五十台に一台、その後は百台に一台という現在要求される頻度から次の頻度に軽減される。

(i) 過去の各抜取試験における実績が適用された要件を大幅に上回っている場合には、最初の千二百台については百台に一台、次の千八百台については二百台に一台、その後は三百台に一台

(ii) 過去の各抜取試験における実績が適用された要件を満たしているが、大幅に上回っていない他の全
ての場合には、最初の三百台については五十台に一台、次の二千七百台については百台に一台、その
後は二百台に一台

(b) 騒音に関する要件に関し、抜取試験の頻度は、三百台に一台という現在要求される頻度から次の頻度に軽減される。

過去の各抜取試験における実績が適用された要件を満たしている場合には、最初の千二百台については三百台に一台、次の千八百台については六百台に一台、その後は九百台に一台

2 輸入自動車特別取扱制度に関する財政上の奨励

日本国は、P H P 及びその関連する規制が、中央政府機関の自動車に関する財政上の奨励措置（注1）の対象からP H P の下で輸入された自動車（以下「P H P 車」という。）を排除しない方法で制定され、及び適用されることを確保する（注2）。「財政上の奨励措置」の用語には、中央政府機関の税制上の奨励措置を含むが、これに限らない。この約束を履行するために、日本国は、中央政府機関の現在の税制上の奨励措置がP H P 車に適用されるようにするためにエネルギーの使用の合理化等に関する法律（いわゆる省エネルギー法）の関係省令及び告示を改正する予定を有する。

注1 中央政府機関の財政上の奨励措置には、他の団体（地方政府機関を含む。）により実施される措置を含む。

注2 この項は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国及びカナダについて効力を生ずる日前に、

関係当局がP H Pに係る文書を受領した自動車については、適用しない。

現在、省エネルギー法（注）に基づく燃費基準及び燃費表示の要件は、P H P車には適用されていない。現時点において、同法に基づく前記の基準及び要件のP H P車への適用につながり得る関連要素における根本的な変化がないことから、同法に基づきP H P車に対して認めている現在の取扱いを変更する予定はなく、現在の取扱いが予見される将来において継続する。

注 省エネルギー法の目的は、日本国内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、エネルギーの合理的な利用のために必要な措置をとることである。

日本国は、財政上の奨励措置を実施する際には、自動車（P H P車を含む。）について、当該財政上の奨励措置の基準を満たすかどうかを判断するために必要な要件を適用することができる。

3 基準

日本国の道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「道路運送車両法」という。）に基づく安全規則の要件であって日本国の権限のある当局である国土交通省が二千十五年四月一日時点で特定したものの（注1）に關し、日本国の権限のある当局が、アメリカ合衆国の連邦自動車安全基準（以下「アメ

リカ合衆国の「FMVSS」という。)の一の要件が対応する道路運送車両法に基づく一の要件よりも緩やかなものでないと認める場合には、商品の名称及び分類についての統一システムの第八七・〇三項に分類されるカナダにおいて製造された自動車であって、アメリカ合衆国のFMVSSの当該一の要件に適合するものについては、道路運送車両法に基づく当該一の要件に適合するものとみなす。そのような待遇については、道路運送車両法に基づく当該一の要件が変更され、変更された要件が従前よりも実質的に厳しいものにならない限り、適用する(注2)。この場合には、日本国は、道路運送車両法に基づく当該一の要件が変更された日の後、通常十二箇月以上の期間、そのような待遇を引き続き与える。

注1 道路運送車両法に基づく安全規則の要件であってこの項の適用のために日本国の権限のある当局が二千十五年四月一日時点で特定したものは、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」の下で採択された規則(以下「国際連合規則」という。)、世界技術規則の作成に関する千九百九十八年協定の下で作成された規則(以下「GTR」という。)

及びアメリカ合衆国のFMVSSのいずれにも準拠していないものである。

注2 道路運送車両法に基づく安全規則の要件であって日本国の権限のある当局が二千十五年四月一日時点で特定したものについ

て今後行われる変更に関し、日本国は、その変更された要件が国際連合規則又はGTRに準拠しており、結果として変更前の要件より実質的に厳しいものになるかどうかを検討する。

道路運送車両法に基づく安全規則の要件に関し、日本国の権限のある当局が対応する道路運送車両法に基づく要件よりも緩やかなものでないと認めたアメリカ合衆国のFMVSSに基づく要件は、二千十五年四月一日時点では次のとおり。

- 1 前面衝突（フルラップ）（FMVSS二〇八）
- 2 後面衝突（FMVSS三〇一）
- 3 内装材料の難燃性（FMVSS三〇二）
- 4 番号灯（FMVSS一〇八）
- 5 車室内後写鏡の衝撃緩和（FMVSS一一一）
- 6 乗用車等の風防ガラス用窓拭き器及び洗浄液噴射装置（FMVSS一〇四）
- 7 風防ガラス用防霜・防曇装置（FMVSS一〇三）